

広島県告示第九百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十三年十月三十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年十月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

尾道新市線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
七・七〇 二五・五〇	五・〇〇 二五・五〇			一七八・三〇	
一七八・三〇					拡幅

福山市芦田町大字下有地五九六番五地先から
福山市芦田町大字下有地五一六番六地先まで